

**新潟県選挙管理委員会規程第7号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム はるか高町 <u>特別養護老人ホーム あおいの里・長岡</u>	(略) 長岡市高町2- 59-363 <u>長岡市稲葉町820 番地</u>	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム はるか高町	(略) 長岡市高町2- 59-363
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。